住所　神戸市須磨区北落合１丁目１番309―401号
金佳名得　昭和52年６月21日生
住所　神戸市兵庫区松本通４丁目２番23号
白秀子　昭和25年12月14日生
住所　神戸市兵庫区新開地６丁目３番22―410号
白龍洙　昭和31年５月26日生
住所　兵庫県芦屋市海洋町１番１号
具本瑛　昭和43年９月26日生
住所　愛知県春日井市知多町３丁目64番地２
朴成一　昭和31年５月６日生
住所　愛知県岡崎市洞町字東前田29番地１
姜秀作　昭和56年11月23日生
住所　愛知県豊川市伊奈町佐脇原415番地262
黄長渕　昭和28年２月21日生
金未順　昭和30年２月１日生
黄仁寧　昭和61年４月25日生
黄仁貴　平成２年11月４日生
住所　東京都港区虎ノ門３丁目23番５―1203号
李翠容　昭和60年２月４日生
住所　和歌山市紀三井寺1128番地
李寿美　昭和42年７月５日生
住所　和歌山市北中島１丁目８番52―５号
李永秀　昭和44年12月４日生
住所　兵庫県西宮市段上町２丁目15番８―406号
金純好　昭和61年７月６日生
住所　兵庫県西宮市小松町２丁目４番７号
朴真由美　昭和52年２月１日生
住所　兵庫県宝塚市鹿塩１丁目18番１―406号
金順蓮　昭和14年２月15日生
住所　石川県金沢市間明町２丁目24番地３
黄一美　昭和33年７月６日生
住所　富山県魚津市大海寺野197番地５
徐敦子　昭和34年１月８日生
住所　東京都品川区東品川１丁目８番24号
金貴一　昭和63年５月31日生
住所　東京都江戸川区平井５丁目23番１―404号
金成姫　昭和36年５月23日生
住所　東京都西東京市柳沢５丁目２番32―316号
咸泰成　昭和50年10月２日生
咸定輝　平成22年４月５日生
咸定延　平成24年３月12日生
住所　兵庫県川西市東久代２丁目12番８号
朴幸子　昭和39年１月25日生
住所　大阪市西淀川区佃５丁目３番38号
朴正治　昭和48年８月８日生
住所　山口県下関市山の田中央町17番７―106号
許泰一　昭和51年１月３日生
住所　三重県津市西丸之内７番19号
李丙斗　昭和41年９月３日生
住所　大阪府豊能郡豊能町新光風台３丁目１番地４
金重和　昭和23年７月10日生
李容照　昭和26年６月19日生

○外務省告示第百十九号

平成二十八年十月二十四日にカイロで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十九年三月十五日に効力を生じた。

平成二十九年四月四日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し、並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四百九十四億九百万円（四九、四〇九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、大エジプト博物館建設計画（第二期）（以下「計画」という。）を実施するに当たり、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　エジプト・アラブ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してエジプト・アラブ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためエジプト・アラブ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国において事業を遂行する供給者、請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税及び法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続に基づいて容易に判別することができる税（計画の実施に必要な輸入品、最終の生産物又は役務であって、主要な供給者、請負業者又はコンサルタントとエジプトの実施機関との間で直接取引されるものに課される関税及び付加価値税を含む。）である場合には、エジプトの実施機関によって支払われることを確保するために必要な措置をとる。

8　エジプト・アラブ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びエジプト・アラブ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使　香川剛廣

エジプト・アラブ共和国
国際協力大臣　サハル・ナスル閣下

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(e)　前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・一パーセントの率で課されることになる。(d)に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、エジプトの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　エジプト・アラブ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してエジプト・アラブ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためエジプト・アラブ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国において事業を遂行する供給者、請負業者又はコンサルタントが支払う

(a)　借款の供与は、エジプト・アラブ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

2　(1)　借款は、エジプト・アラブ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。